

## 計画策定の背景と目的

## 国

- 平成 27 年 5 月 26 日に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行

- 空き家問題にも関連する所有者不明土地の問題の解決に向けて、土地基本法、民法、不動産登記法の改正による、相続登記の義務化やそれに伴う登記手続きの円滑化、多様な主体との連携による活用・適正管理・除却などの一體的な取組等を推進

## 座間市

- 平成 25 年 7 月に「座間市空き家等の適正管理に関する条例」を施行

- これまで「座間市空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、空き家の適正管理の推進、管理不全空き家の未然防止等の取組を推進している
- 今後は、人口減少や高齢化、核家族化の進展を背景として、空き家の増加や、それに伴う管理不全空き家の増加が懸念されている

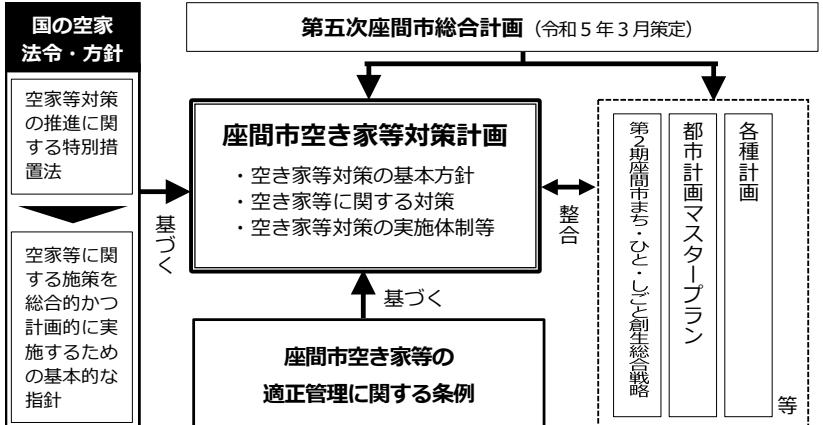
## 全国潮流

- 昨今、コロナ禍により、感染症予防対策として密集の回避による都市空間の変化、テレワークの進展など、ニューノーマルに対応した新たな生活スタイルが見られるようになり、そのような動きのなかで、ワークスペースや二地域居住など、新たな活動や住まいの場として空き家が活用され始めている

引き続き、快適に住み続けられる生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進、移住・定住の促進などによる地域活性化や魅力向上、地域コミュニティやまちづくり活動の充実を目指し、本市の実情に合った計画を策定

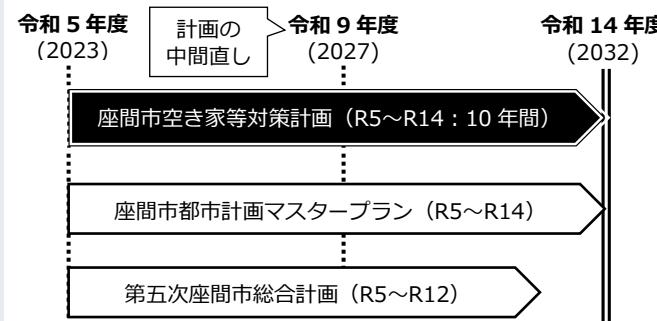
## 計画の位置づけ

- 本市の最上位計画である「第五次座間市総合計画」や各種関連計画との整合性を図りつつ、今後の空き家等に関する対策の方針や実施体制等を定めるとともに、今後の空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけ



## 計画期間

- 関連計画との整合を図りつつ、長期的な将来像も見据え、令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年間
- 概ね 5 年ごとに本市において空き家実態調査を実施
- 中間期（5 年目）には、計画内容の進捗状況を確認し、必要に応じて計画の中間見直し（その前に改めて実態調査等を行う）
- 計画期間（10 年間）ごとに、取組の評価や検証を行い、必要に応じて計画の進行管理と内容を改定



## 前提条件

## 対象地区

- 市内の全地区において空き家等が分布しているため、本計画は市内全域を対象

## 対象とする空き家等

- 空き家等対策の推進に関する特別措置法第 2 条に規定する「空き家等」及び「特定空き家等」  
※年間を通して使用されていない戸建ての空き家等が対象ですが、共同住宅、店舗等の空き家等も本計画に準じて対応します。  
※今後空き家等になりそうな「空き家等予備軍」も対象とします。

## 空き家等の現状と課題

## 実態調査、意向調査アンケート (R2~R3 年度)

- 水道使用が 1 年以上確認できない物件、長屋及び共同住宅は全ての居室等が空き室である場合に限り空き家等として抽出
- 所有者意向調査では、所有者に居住・使用の実態等についてアンケートを実施

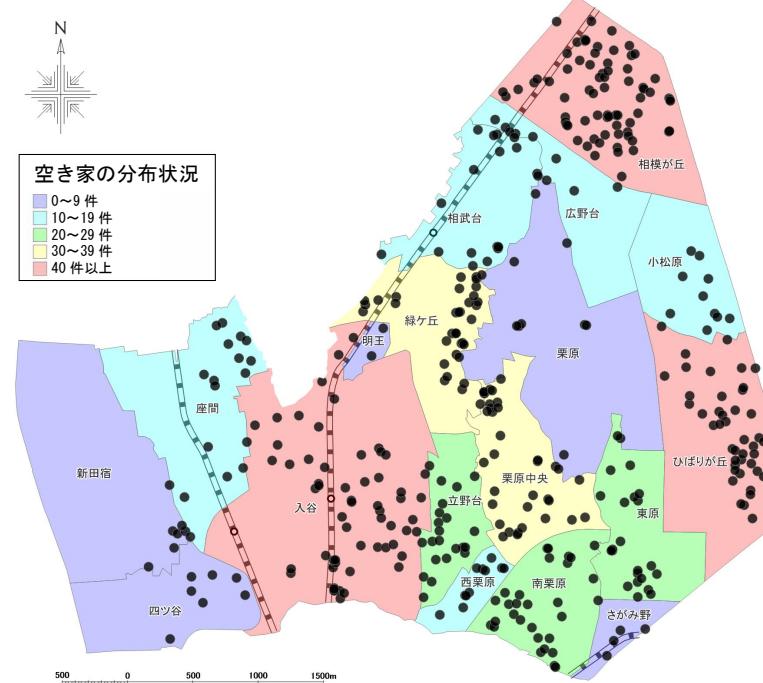
## 【実態調査の結果】

- 空き家数は 526 件

- 管理不全状態の空き家は 101 件

## 【意向調査の結果】

- 8 割が 10 年未満の空き家だが、60 歳以上が所有する空き家は長期化している傾向
- 入院・死亡等により突然空き家となる場合が多く、今後、売却や賃貸、使用をするため空き家のままとなっている
- 売却や解体の意向が高く、家財等の処分への支援や管理、活用への情報提供や相談窓口を希望



## 統計調査 (H30 住宅・土地統計調査) (参考)

- 住戸に関する実態と現住居以外の住宅及び土地の保有状況、その他の住宅などに居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を明らかにする調査(5年に1度実施)

- 専用住宅総数は 55,630 戸で、持ち家が 34,650 戸 (62.3%)、借家が 17,690 戸 (31.8%)

- 旧耐震基準の住宅は、持ち家が 7,680 戸 (22.9%)、借家が 1,510 戸 (10.5%)

- 「賃貸用の住宅」は 4,990 戸、「その他の住宅」は 2,020 戸

- 一戸建は 1,280 戸、長屋建・共同住宅・その他は 5,910 戸

- A ランク (問題なし) 【221 件 (うち既に対応 : 18 件)】

- B ランク (定期的な経過観察が必要) 【204 件 (うち既に対応 : 39 件)】

- C ランク (管理不全状態にあり、周辺住民に影響を及ぼしている。助言・指導等が必要) 【99 件 (うち既に対応 : 40 件)】

- D ランク (著しく管理不全な状態で、直ちに何らかの対応が必要) 【2 件 (うち既に対応 : 2 件)】

## 空き家等対策の方向性



## ■空き家等対策の対応フロー(手続の流れ)

空き家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「法」という。)

## 空き家等の把握、現地調査

(市の定期的な実態調査、市民・自治会等からの通報・情報提供、所有者等からの相談等)

## 所有者調査 (固定資産税情報・不動産登記情報・戸籍情報等、庁内関係課との連携)

所有者への情報提供・意向確認等  
→ 未着手、不完全な場合、所有者に連絡状態の悪い空き家等  
立入調査  
過料の対象：立入調査忌避 ⇒ 20万円以下

## 特定空き家等の認定

(庁内の判定→最終は市長が認定)

所有者等を確知できない場合  
→ 相続財産管理人制度の活用  
継続調査所有者等に対する助言・指導  
(法第14条第1項)

当該特定空き家等の状態が改善されない場合

所有者等に対する勧告  
(法第14条第2項)

固定資産税の特例(住宅用地特例制度)の対象から除外

正当な事由がなく当該勧告の措置をとらない場合

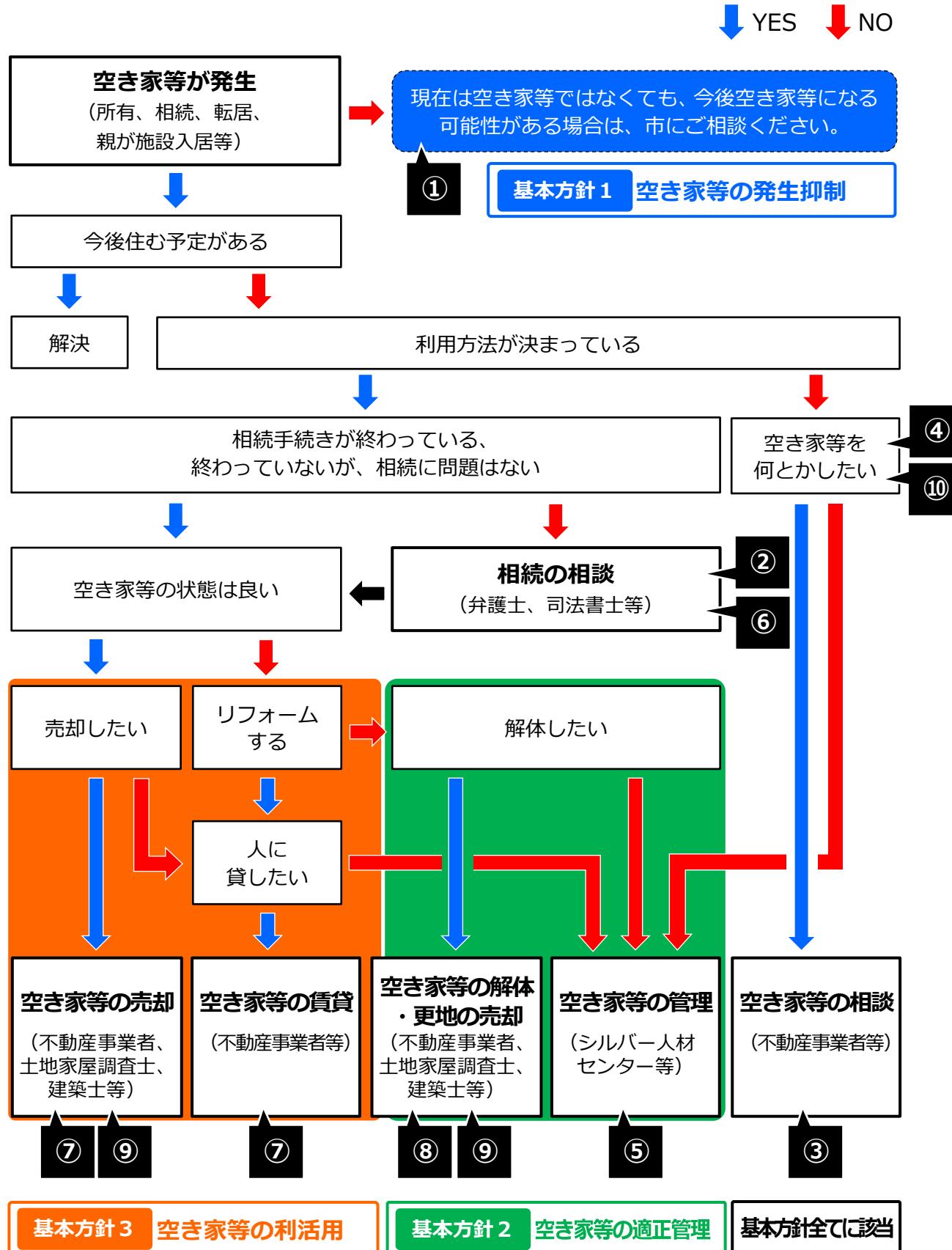
所有者等に対する命令・公表  
(法第14条第3~8、11・12項)過料の対象  
命令違反 ⇒ 50万円以下

措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき・期限までに完了する見込みがないとき

行政代執行  
(法第14条第9項)略式代執行  
(法第14条第10項)

## 空き家等に関する悩み解決の流れ

・空き家等に関する悩みを解決したい場合は、行政をはじめ、行政と連携して空き家等対策に取り組んでいる不動産事業者などの団体等に相談しましょう。



## 困ったときの相談窓口

空き家等のこと、何をどうしたらよいのか分からない。

座間市  
都市部 都市整備課  
市街地整備係  
電話 046-252-7325

神奈川県  
空き家総合相談窓口  
(公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会)  
電話 045-664-6901

神奈川県行政書士会 海老名・座間支部  
電話 046-231-7741  
神奈川県弁護士会 相模原支部  
電話 042-776-5200  
神奈川県司法書士会  
電話 045-641-1372

神奈川県司法書士会  
電話 045-641-1372  
神奈川県宅地建物取引業協会 相模南支部  
電話 042-743-3276  
全日本不動産協会 神奈川県本部 さがみ支部  
電話 042-705-7100

一般社団法人家財整理相談窓口  
電話 03-5287-4387

座間市シルバー人材センター  
電話 046-254-5361

神奈川県弁護士会 本部相談センター  
電話 045-211-7700  
空き家・近隣問題法律相談  
(法テラス利用可能な方々)  
電話 045-620-8300

神奈川県宅地建物取引業協会 相模南支部  
電話 042-743-3276  
全日本不動産協会 神奈川県本部 さがみ支部  
電話 042-705-7100

神奈川県土地家屋調査士会  
電話 045-312-1177

座間市 都市部 都市整備課 市街地整備係  
電話 046-252-7325

座間市空き家等対策計画（概要版） 2023年（令和5年）3月発行

発行／座間市 市民部市民協働課

〒252-8566 座間市緑ヶ丘1-1-1 電話番号：046-252-8158（直通）